



令和6年9月30日付け通知等に関する 都道府県・市町村向け説明会

令和8年2月26日（木）
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

- 1. はじめに：一般廃棄物の適正処理の推進**
- 2. 廃棄物処理業における価格転嫁について**
- 3. 令和6年9月30日付け通知（9.30通知）**
- 4. 9.30通知フォローアップ調査**
- 5. 最後に：資料等の御紹介**



1. はじめに：一般廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理～廃棄物行政の原点～

- 生活の中で必ず発生する「ごみ」や「し尿」は、適切に処理しなければ、市民の生活環境や公衆衛生への悪影響が直ちに懸念される。
- また、事業活動の中で発生する廃棄物の処理は、排出事業者にとってコストであり、適正な処理が進むように、適切な枠組みが整っていることが必要。
- 他方、迷惑施設と受け止められがちな廃棄物処理施設は、立地までに多くの労力が必要となることが多い。
- 戦後、我が国は、責任主体の明確化と廃棄物の処理を行う業や施設の許可制を軸とした必要な法規制と施設整備の支援により、廃棄物の適正処理を確保。

経済成長の裏返し

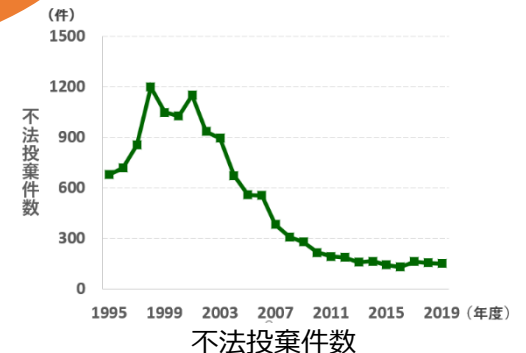
ごみの増大と多様化

市民の感覚

処理施設への忌避感

- 適正処理困難物の出現
- ごみ処理の押し付け合い
- 不法投棄

生じる事態



**一般廃棄物の適正処理の推進に当たっては、
何よりも一般廃棄物処理計画の適正な策定及び
運用の徹底が不可欠**

【廃棄物処理法（抜粋）】

第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第6条の2第1項

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

- ① 平成20年6月19日付け廃対課長通知（6.19通知）
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」
- ② 平成26年10月8日付け廃リ部長通知（10.8通知）
「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」
- ③ 平成29年3月21日付け廃対課長・産廃課長通知（3.21通知）
「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」

1. 環境保全の重要性

市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安全・安心が確保が確保されることを軸に循環型社会の形成のための施策を推進。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するなど、市町村の処理責任は極めて重い。

※委託基準は、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものであることを明記。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

市町村は、統括的な処理責任の下、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるのが一般廃棄物処理計画である。同計画の策定・適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底。

「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことを、改めて部長名で通知。

2. 平成26年1月28日最高裁判決の趣旨

判決は、廃掃法において「一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。」との考えに基づくもの。法の目的及び趣旨に沿ったものであることから、これを改めて認識の上、一般廃棄物処理計画を適正に策定・運用。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」

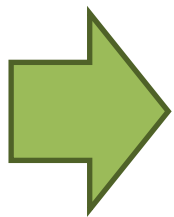
1. 排出事業者責任とその重要性

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならない。排出事業者責任に関する各規定の遵守を改めて認識する必要。

2. 規制権限の及ばない第三者

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれ。

※以上2点について、都道府県、市町村だけでなく、排出事業者、廃棄物処理業者にも周知



**現在もなお重要な課題であり、引き続き環境省ウェブサイトにて
排出事業者責任の徹底について周知を図っている**

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>



2. 廃棄物処理業における価格転嫁について

中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」

・ 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定。2025年9月で9回目。

・ アンケート調査等を実施

○調査の内容

中小企業等に、2025年4月～2025年9月末までの期間における、発注者（最大3者分）との間の価格交渉・価格転嫁・支払条件の状況を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 2025年9月24日～11月7日

○回答企業数 69,988社（回答から抽出される発注企業数は延べ86,538社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は13,661社

※参考：2025年3月調査：65,725社（延べ76,894社）

2024年9月調査：51,282社（延べ54,430社）

○中小企業庁HP：価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング【受注企業の業種毎に集計】

- ・ 受注者として価格転嫁してもらえている業種（上位にある業種）は、発注者としても価格転嫁に応じている傾向にある。また、2025年3月と比べ、**上位業種と下位業種の転嫁率の差が拡大している。**
- ・ 廃棄物処理は前回調査より改善が見えるものの、**価格転嫁率41.1%と30業種のうち28位。**

2025年9月			コスト増に対する転嫁率		各要素別の転嫁率					
					原材料費	エネルギー費		労務費		
全体			↑	53.5% (52.4%)	↑	55.0% (54.5%)	↑	48.9% (47.8%)	↑	50.0% (48.6%)
業種別	1位	化学	↑	66.7% (64.8%)	↑	69.6% (69.3%)	↑	62.5% (62.4%)	↓	60.6% (61.3%)
	2位	電機・情報通信機器	↑	60.6% (58.4%)	↑	64.5% (62.8%)	↑	54.9% (52.7%)	↑	56.0% (53.3%)
	3位	機械製造業	↑	59.4% (56.2%)	↑	64.8% (63.3%)	↑	55.2% (52.2%)	↑	54.5% (50.6%)
	3位	造船	↑	59.4% (57.6%)	↑	63.9% (60.2%)	↓	55.1% (57.9%)	↑	54.1% (51.0%)
	5位	食品製造業	↓	59.3% (60.3%)	↓	60.2% (62.7%)	↑	53.1% (52.2%)	↑	53.2% (51.7%)
	6位	自動車・自動車部品	↑	58.9% (56.6%)	↑	64.9% (63.7%)	↑	56.0% (55.0%)	↑	56.1% (53.4%)
	7位	飲食サービス	↓	57.2% (57.3%)	↑	60.7% (58.4%)	↑	48.4% (48.2%)	↑	48.5% (46.1%)
	8位	金融・保険	↑↑	56.2% (51.1%)	↑↑	58.6% (50.5%)	↑↑	54.0% (45.6%)	↑↑	56.0% (47.7%)
	9位	金属	↑	54.2% (50.9%)	↑	58.5% (56.4%)	↑	49.4% (47.5%)	↑	48.9% (46.3%)
	10位	卸売	↓	54.1% (54.4%)	↓	55.7% (56.5%)	↑	49.4% (48.1%)	↑	48.6% (47.4%)
	11位	小売	↑	54.0% (52.5%)	↑	55.7% (53.4%)	↑	48.3% (46.8%)	↑	48.0% (46.3%)
	12位	建設	↑	53.2% (52.6%)	↑	53.9% (53.7%)	↑	49.8% (48.2%)	↑	51.6% (50.4%)
	13位	鉱業・採石・砂利採取	↑	52.9% (52.2%)	↓	52.2% (53.5%)	↓	48.6% (51.0%)	↓	47.7% (49.5%)
	14位	電気・ガス・熱供給・水道	↓	52.7% (53.6%)	↓	53.2% (55.2%)	↓	49.3% (50.1%)	↓	50.5% (51.8%)
	15位	運輸・郵便（トラック運送除く）	↑	52.4% (51.5%)	↓	49.9% (50.6%)	↓	45.8% (48.1%)	↓	48.9% (49.3%)
	16位	不動産業・物品賃貸	↑	51.7% (48.5%)	↑	51.3% (49.0%)	↑	47.2% (46.0%)	↑	48.3% (47.0%)
	17位	情報サービス・ソフトウェア	↓	50.9% (54.3%)	↓	46.1% (50.5%)	↓	43.2% (46.0%)	↓	51.3% (53.6%)
	18位	石油製品・石炭製品製造	↑	50.0% (46.0%)	↓	55.6% (55.6%)	↑	44.9% (42.4%)	↑	44.6% (41.2%)
	18位	紙・紙加工	↓	50.0% (51.4%)	↑	53.2% (52.5%)	↓	45.5% (46.8%)	↓	44.7% (46.7%)
	20位	印刷	↑	49.9% (47.7%)	↑	49.8% (48.9%)	↑	42.7% (41.3%)	↑	44.0% (39.6%)
	21位	生活関連サービス	↓	48.9% (50.2%)	↑	49.8% (48.9%)	↓	42.3% (44.5%)	↑	44.2% (43.4%)
	22位	繊維	↑	48.1% (47.5%)	↑	51.6% (49.1%)	↑	44.6% (41.6%)	↑	44.8% (41.7%)
	23位	建材・住宅設備	↑	47.2% (46.6%)	↑	48.9% (48.3%)	↓	40.9% (41.3%)	↑	41.6% (39.5%)
	24位	製薬	↓↓↓	46.7% (64.1%)	↓↓↓	50.8% (68.7%)	↓↓↓	46.0% (56.6%)	↓↓↓	42.6% (61.7%)
	25位	通信	↑↑	46.6% (37.7%)	↑↑	46.6% (37.2%)	↑↑	43.4% (34.1%)	↑↑	45.9% (37.3%)
	26位	広告	↑	43.4% (38.7%)	↓	43.6% (48.4%)	↓	33.5% (37.8%)	↑↑	42.8% (36.3%)
	27位	農業・林業	↓	42.3% (45.0%)	↓	41.9% (44.6%)	↓	38.7% (41.3%)	↓	38.1% (38.9%)
	28位	廃棄物処理	↑	41.1% (39.3%)	↑	38.0% (37.2%)	↑	36.0% (34.4%)	↓	34.9% (35.3%)
	29位	放送コンテンツ	↓	40.1% (43.2%)	↓	41.6% (44.6%)	↓	34.2% (36.0%)	↓	37.7% (41.7%)
	30位	トラック運送	↓	34.7% (36.1%)	↓	31.3% (32.1%)	↓	30.4% (33.1%)	↓	31.0% (32.8%)
-	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	

※2025年3月時点との変化幅と矢印の数の関係 ↑：1～4ポイント上昇、↑↑：5～9ポイント上昇、↑↑↑：10ポイント以上上昇 ※（）内は前回の転嫁率を示す。

価格転嫁の状況の都道府県別ランキング【発注企業の所在地ごとに集計】

・ 都道府県別の転嫁率は、上位の都道府県と下位の都道府県で10%以上の差が生じている。

2025年9月				転嫁率	件数				転嫁率	回答件数
全体				53.5%	86,538					
都道府県別	1位	中国	島根県	58.6%	724	25位	九州	宮崎県	52.0%	683
	2位	九州	大分県	56.5%	750	26位	四国	愛媛県	51.8%	1,398
	3位	中国	鳥取県	56.5%	524	27位	中部	石川県	51.7%	365
	4位	中国	山口県	56.0%	1,183	28位	関東	埼玉県	51.5%	1,510
	5位	東北	秋田県	56.0%	81	29位	中国	岡山県	51.5%	1,720
	6位	九州	長崎県	55.8%	837	30位	近畿	京都府	51.4%	2,087
	7位	北海道	北海道	55.5%	867	31位	中部	愛知県	51.4%	3,855
	8位	中国	広島県	55.3%	3,090	32位	近畿	滋賀県	51.1%	718
	9位	四国	高知県	55.3%	592	33位	中部	富山県	50.9%	396
	10位	九州	鹿児島県	55.1%	1,046	34位	東北	福島県	49.7%	281
	11位	関東	東京都	54.9%	27,552	35位	中部	三重県	49.5%	889
	12位	東北	青森県	54.8%	189	36位	中部	岐阜県	49.5%	798
	13位	近畿	兵庫県	54.8%	3,528	37位	関東	静岡県	49.4%	1,422
	14位	九州	熊本県	54.0%	1,181	38位	近畿	和歌山県	49.2%	483
	15位	四国	香川県	53.9%	1,000	39位	近畿	奈良県	48.9%	413
	16位	関東	神奈川県	53.8%	2,896	40位	関東	長野県	48.2%	582
	17位	九州	福岡県	53.7%	4,330	41位	東北	宮城県	48.1%	395
	18位	関東	千葉県	53.6%	971	42位	近畿	福井県	47.7%	343
	19位	関東	茨城県	53.2%	397	43位	関東	栃木県	47.2%	308
	20位	近畿	大阪府	53.2%	12,329	44位	四国	徳島県	47.2%	491
	21位	関東	新潟県	53.2%	533	45位	関東	山梨県	46.0%	180
	22位	東北	山形県	52.2%	187	46位	関東	群馬県	45.8%	455
	23位	九州	佐賀県	52.1%	650	47位	東北	岩手県	45.5%	168
	24位	沖縄	沖縄県	52.1%	859					

<参考> 受託中小企業振興法 ※改正法により地方公共団体の責務規定を新設。

第二十三条 (略)

2 地方公共団体は、前項の国の施策とあいまつて、地域の実情に応じ、受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するように努めるものとする。

出典：中小企業庁【価格交渉促進月間(2025年9月)フォローアップ調査結果】

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋）」

令和7年6月13日 閣議決定

○官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

- ・ これまでの官民の価格転嫁の取組により、**価格転嫁率は徐々に上昇**してきている。
- ・ 他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、**価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要**。
- ・ また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要。

○官公需における価格転嫁策の強化

- ・ 労務費等の価格転嫁の徹底
一般廃棄物処理業等において、**価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘**があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その**更なる周知徹底及びフォローアップ**を行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。



令和7年度に、**フォローアップ調査**を実施

○賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループとは

- ・ **官公需**や「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の**徹底**を含む価格転嫁・取引適正化等の実態を把握し、対応策を検討する関係省庁連絡会議。
- ・ 環境省環境再生・資源循環局長が構成員。

○佐藤内閣官房副長官の発言要旨（指示事項抜粋）

- ・ 高市内閣では、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がる好循環を実現することにより、今の暮らしや未来への不安を希望に変える「強い経済」の構築を目指している。
- ・ 賃上げの実現なくして「強い経済」の実現はありません。「政府は、賃上げを事業者の皆様にも丸投げせず、継続的に賃上げができる環境を整備する」というのが高市内閣の方針。
- ・ 物価上昇を上回る賃上げを実現し、定着させていくためには、「**官公需を含む**価格転嫁・取引適正化の徹底」と「省力化投資・生産性の向上」に、車の両輪として取り組んでいくことが必要。
- ・ （指示事項）第1点目。価格転嫁を阻害する商習慣の洗い出し、自主行動計画の改定など、これまでの要請事項について、改めて所管業界における取組状況を確認し、これが進捗するよう指導すること。特に、中小企業庁の調査において、価格転嫁の状況が芳しくない、「トラック運送」、「通信」、「広告」、「農業・林業」、「**廃棄物処理**」、「放送コンテンツ」等の業界においては、状況の改善に向けて、強力的に指導を行うこと。
- ・ （指示事項）3点目。国や地方自治体が率先垂範し、官公需の価格転嫁・取引適正化に取り組むことが不可欠です。（中略）総務省におかれては、重点支援地方交付金の活用を含め、**地方公共団体における取組の徹底**を図ること。



（発言する佐藤内閣官房副長官）

3. 令和6年9月30日付け通知 (9.30通知)

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）

- 廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、**昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要**
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**適切な転嫁のための重要事項**についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることを**各都道府県知事宛**に局長名で通知

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- ・市町村には、その区域内における一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならないという重い責任
- ・適正処理、構造的な賃上げの実現等のためには、適切な委託料等が事業者を支払われることが重要

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項を整理

- (1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について
- (2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項
- (3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

3. 令和6年度地方財政計画について

令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上

※令和7年度地方財政計画では同600億円を計上
(前年度比+300億円)

上記については廃棄物主管部局のみならず契約担当部局や財政担当部局等も含めた全庁的な対応が必要であることから、環境再生・資源循環局長通知によりハイレベルに周知

※環境省の依頼により総務省を通じての財政担当部局等への周知も実施

令和7年度に、この通知を受けた対応状況等について**フォローアップ調査**を実施

9.30通知の主な記載内容①

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

- 市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理を行い、適正な処理を確保しなければならないという、**極めて重い責任**を有する。

市町村の委託料関係

- 市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。
- 委託基準には、「**受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること**」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視している。
- この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、**業務の確実な履行に支障を生ずる可能性**があることのみならず、**働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難**となることに留意が必要である。

許可業者の処理料金関係

- 一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、廃棄物処理法第7条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。
- このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、必要に応じて**適切な環境整備が行われる必要**がある。

2. 価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

(1)「発注者として採るべき行動／求められる行動」について

- 発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料※に基づくものとする。
- 受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを**合理的な根拠があるものとして尊重**し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

※都道府県別の最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥協額やその上昇率、公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃 等

(2)ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項

- 需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた**適切な予定価格の作成**、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る**契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施**等の適切な対策を講ずることが求められる。
- 一般廃棄物処理業務の**委託契約に際しては**、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、**適切に予定価格を作成することが求められる**。

(3)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項

- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨等を踏まえ、役務等の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、**契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応**することが求められている。

3. 令和6年度地方財政計画について

- 令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に300億円が計上されている。
- 一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応する必要がある。

（参考）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

（令和6年9月30日付け総行行第439号総務省自治行政局行政課長通知）

- 地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について、総務省自治行政局行政課から各都道府県等の財政担当部局等に周知。
- 環境省発出の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の趣旨や令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るよう依頼。

※令和7年度地方財政計画では、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費に600億円を計上（前年度比+300億円）※普通交付税の単位費用措置を3%程度引き上げ

4. 9.30通知フォローアップ調査

9.30通知フォローアップ調査概要

本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、9月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を実施した。

（調査対象）

全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）

令和7年5月30日時点

○令和7年10月31日に本調査結果及びこれを踏まえた留意事項について、各都道府県宛てに事務連絡を発出。

○9.30通知を受けた市町村の対応状況等について、**今後もフォローアップ調査を行うことを予定**している旨を記載。

適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物処理法第7条第12項に規定する手数料をいう。以下同じ。）に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。

行った	行う予定	行っていない	許可業者が存在しない (直営又は委託)
249	169	668	640

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答回収率99.1%）

9月30日付け通知の周知等について

市町村における庁内での周知、共有の状況について

9月30日付け通知について、庁内での周知、共有の状況について質問した。

行った (契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に)	行った (廃棄物行政主管部局のみ)	行っていない
325	1,147	260

1,741市町村中、1,732市町村が回答（回答率99.5%）

市町村における周知、共有の方法について

上記設問で「行った」と回答した市町村に対して、9月30日付け通知について、周知、共有の方法について質問した。

指針の送付、供覧等	説明会や調達担当者会議の開催等（オンライン開催含む）	その他
1,354	9	109

9月30日付け通知の周知・共有を行った1,472市町村中、1,472市町村が回答（回答率100%）

「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 予算編成の際に説明
- 予算要求時に財政部局へ説明
- 契約担当部署からの情報共有

9月30日付け通知発出以降の対応について

契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降※1、市町村における一般廃棄物の収集の委託※2 案件について、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。

※1：令和6年9月30日から令和7年5月30日までの期間

※2：廃棄物処理法第6条の2第2項の委託をいう。許可業者への委託も含む。

あった (受託者から 申入れを行った)	あった (市町村から 申入れを行った)	あった (受託者及び市町村 から申入れを行った)	なかった
171	104	140	1,298

交渉があったと回答したのは
415市町村

1,741市町村中、1,713市町村が回答（回収率98.4%）

労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

上記設問で「あった」と回答した市町村に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受託者に求めた場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものとしたかについて質問した。

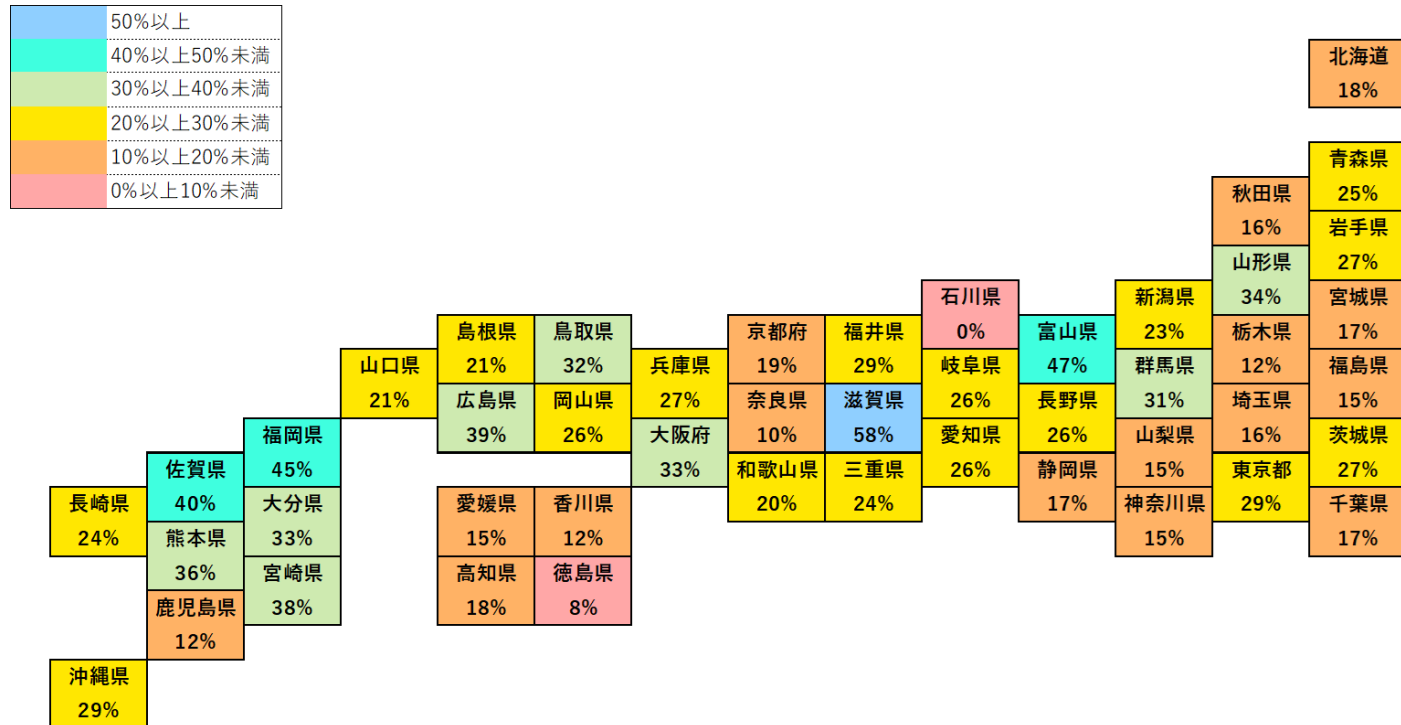
はい	いいえ	労務費上昇に係るものでない等
227	127	61

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回収率100.0%）

9月30日付け通知発出以降の対応について

契約※の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.24の設問で「あった」と回答した市町村数の割合について、以下図のとおりまとめた。



1,741市町村中、1,713市町村が回答（回答率98.4%）

※契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）

$$= (\text{各都道府県のP.24の設問で「あった」と回答した市町村数}) / (\text{各都道府県の市町村数}) * 100$$

受託料の引き上げを行ったかについて

P.24の「契約の受託者と受託料に関する交渉について」に関する設問で、「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。

行った (満額を受け 入れた)	一部行った (満額は受け入れなかった)		行わなかった		協議の内容 が価格に関す るものでは なかった	その他
	説明あり	説明なし	説明あり	説明なし		
145	142	26	20	12	4	66

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回収率100.0%）

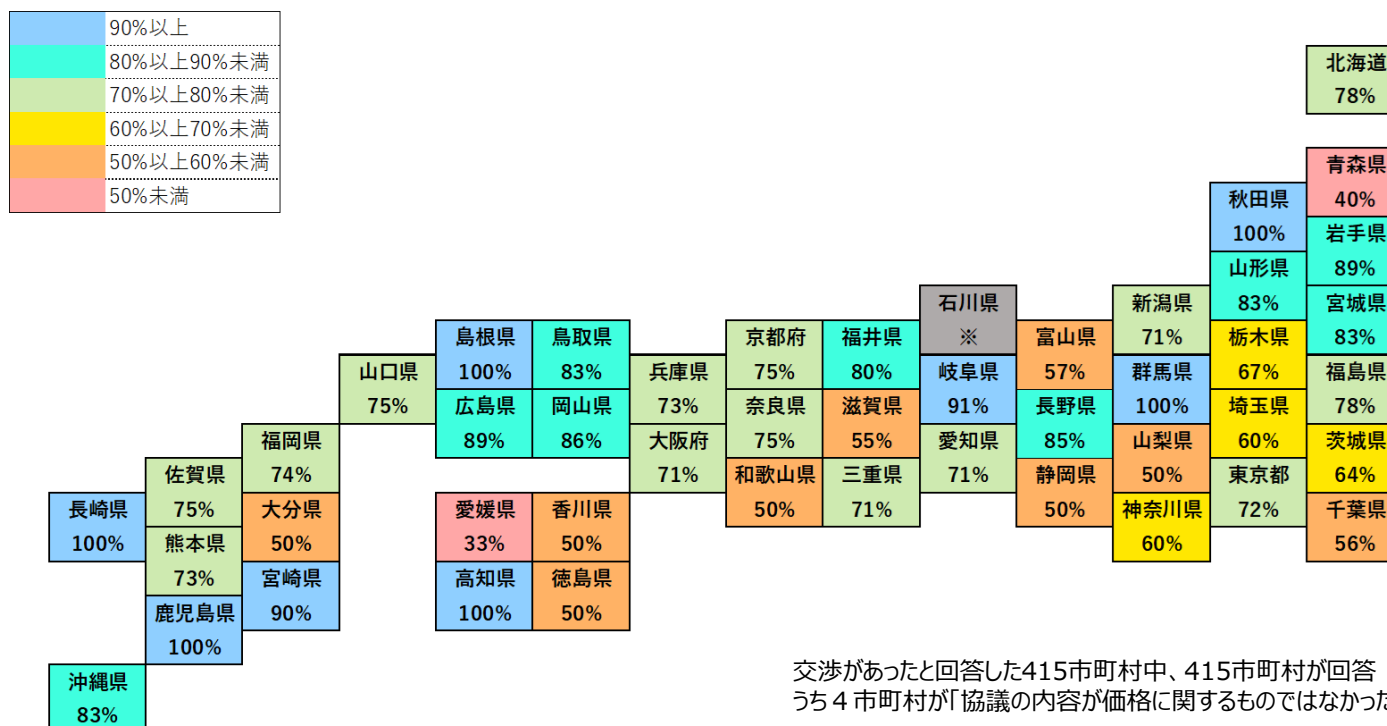
「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 受託者から具体的な金額が提示されたのではなく、物価高騰による相談だったため、双方協議したうえで決定した。
- 初回交渉では、具体的な資料提示はなかったため、今後、客観的な資料が提示され次第、協議を継続して行うことを委託業者と確認した段階。

9月30日付け通知発出以降の対応について

受託料の引き上げを行ったかについて

各都道府県ごとに、P.24の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.26の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った・行わなかった（合理的説明あり）市町村数の割合について、以下図のとおりまとめた。



交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）うち4市町村が「協議の内容が価格に関するものではなかった」と回答

※P.24の設問が0%であるため算出せず

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）

$$= \frac{\text{（各都道府県のP.26の設問で「委託料の引き上げを行った」、「一部行った（合理的説明あり）」、「行わなかった（合理的説明あり）」と回答した市町村数）}}{\text{（各都道府県のP.24の設問で「あった」と回答した市町村数）} - \text{（「協議の内容が価格に関するものではなかった」と回答した市町村数）}} * 100$$

9月30日付け通知発出以降の対応について

適切な予定価格の作成について

P.24の委託案件に係る委託契約について、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて質問した。

はい	いいえ
1,352	323

委託の契約を行っている1,689市町村中、1,675市町村が回答（回収率99.2%）

価格転嫁の条項の有無について

P.24の委託案件に係る委託契約について、受託者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合に、その可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて質問した。

はい	入っていないが、他の手法により配慮をしている	いいえ
644	529	504

委託の契約を行っている1,689市町村中、1,677市町村が回答（回収率99.3%）

9月30日付け通知の記載内容について【事務連絡記5】

- ・ 9.30通知の発出（令和6年9月30日）以降、9.30通知において引用している基本方針等の記載が更新されているものもある。

① 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

→「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

- ・ 同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする
- ・ 複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する

旨の記載が追加。

② 「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

→「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

- ・ 「主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。」

等の記載が追加。

③ 「令和6年度地方財政計画」

→「令和7年度地方財政計画」

- ：ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、**一般行政経費に600億円を計上（前年度比+300億円）** ※普通交付税の**単位費用措置を3%程度引き上げ**

→「令和8年度地方財政計画」

- ：ごみ収集、学校給食などのサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、**800億円を計上**
※普通交付税の**単位費用措置を平均5%程度引き上げ**

5. 最後に：資料等の御紹介

○環境省HP (https://www.env.go.jp/recycle/waste/local_keikaku/index_00001.html)

- ・ 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（令和6年9月30日）
- ・ 令和7年度における重点支援地方交付金（公共調達における価格転嫁の円滑化）の取扱い等について（周知）（令和7年4月11日）
- ・ 「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（令和7年10月31日）
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について（周知）（令和8年1月30日）

○総務省HP (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html)

- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（令和6年1月12日）
- ・ 官公需における適切な価格交渉・価格転嫁について（令和6年9月26日）
- ・ 一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（令和6年9月30日）
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体における取組の一層の推進について（令和6年12月25日）
- ・ 地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について（令和7年4月22日）
- ・ 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（令和7年6月26日）
- ・ 「一般廃棄物処理業務における労務費指針等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（通知）（令和7年10月31日）
- ・ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について（令和8年1月23日）
- ・ 令和7年9月期の価格交渉・価格転嫁の状況に係るフォローアップ調査の結果を踏まえた更なる取組について（令和8年1月23日）

全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議 令和7年7月31日(水)開催

(廃棄物適正処理推進課担当分の目次)

資料掲載場所

https://www.env.go.jp/recycle/misc/conf/284_00002.html

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について
 - (1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底
 - (2) 持続可能な市区町村の一般廃棄物処理システムの確保
 - (3) 遺品・家財の取扱い及び使用済物品の適正な処理の確保について
 - (4) 建築物の解体時の残置物について
 - (5) 住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて
 - (6) 処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について
 - (7) 高齢者のごみ出し支援及びごみ屋敷事案への対応について
 - (8) 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について
 - (9) 焼却禁止の例外に対する行政処分等の適用について
 - (10) 資源物の持ち去り対策について
 - (11) **労務費の適切な価格転嫁**
2. 広域化・集約化の推進等について
 - (1) 広域化・集約化の推進について
 - (2) 廃棄物処理施設整備計画
 - (3) インフラ長寿命化計画の策定について
 - (4) 廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等
 - (5) 廃棄物処理施設におけるPFI事業の推進
 - (6) 一般廃棄物処理実態調査の結果等
3. 循環型社会形成推進交付金制度等
 - (1) 交付金予算の状況
 - (2) 循環型社会形成推進交付金制度の状況
 - (3) 廃焼却炉の円滑な解体の促進
 - (4) 「決算検査報告」等における指摘への対応等
 - (5) 施設整備に係る契約業務の適性執行
 - (6) 施設の適正な維持管理・財産処分等
 - (7) 廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約
 - (8) 汚泥再生処理センター設計時の注意点
 - (9) 廃棄物処理施設の耐震・浸水対策
4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について
 - (1) 廃棄物分野における気候変動対策の重要性
 - (2) 一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイドランス
 - (3) エネルギー対策特別会計を活用した対策
 - (4) 廃棄物系バイオマスの利活用
 - (5) 地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針
 - (6) 再エネ特措法における再生可能エネルギー発電設備の認定について
 - (7) 地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン
 - (8) 多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイダンス
 - (9) バイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン
5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進
 - (1) 環境研究総合推進費について
6. その他
 - (1) 漂流ごみ等の円滑な処理
 - (2) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイダンス
 - (3) 新型コロナウイルス対応について
 - (4) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物について
 - (5) ポイ捨て・オーバーツーリズム対策について
 - (6) 物資の流通の効率化に関する法律に基づく努力義務規定等の施行について
 - (7) 住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について

御静聴ありがとうございました。